

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (工事)

契約番号 : 7146

件 名	美化センター空調改修工事	
履行場所	海老名市杉久保北一丁目 4 番 1 号	
工 期	令和 7 年 8 月 22 日～令和 7 年 11 月 28 日 (99 日)	
工事の内容等	別紙 仕様書等 のとおり	
予定価格	13,156,000 円 (税込)	11,960,000 円 (税抜)
最低制限価格	有り (事前算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参 加 条 件	営業種目	090 管 経審 - 点以上 - 点未満	○下請契約の請負代金の合計の額が5千万円(建築一式工事の場合は8千万円)以上となる場合には特定建設業の許可が必要です。 併せて、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。
	発注区分 詳細は入札公告で確認してください。	第 1 区分	第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	告示日現在で社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)に加入していること。 ※法令に基づき社会保険適用を除外されている場合を除く	
	落札件数制限	あり (第1区分及び第2区分の同日開札の <u>工事</u> で、基本数 <u>1</u> 件まで) 詳細は入札説明書等を参照してください。	
配置技術者等の兼任について		本案件に配置する主任(監理)技術者及び現場代理人は、工事・コンサル・一般委託の区分を問わず同じ開札日の他の案件に配置できません。	
事前提出書類 (システム添付)		参加資格確認申請時に次のファイルを添付してください。 ファイルは一つにまとめてください。 ○告示日現在で社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)に加入していることを証する書類の写し。(次の(1)～(3)のいずれか) (1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(経営事項審査)の写し ※経営事項審査の有効期限内の通知書を提出していれば提出不要 (2) (同通知書発行後に社会保険に加入した場合) 健康保険、厚生年金保険及び労働(雇用)保険料の領収書の写し (3) (法令に基づき社会保険適用を除外されている場合) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書	
入札時提出 (システム添付)		○入札金額積算内訳書 別添のエクセルファイル「入札金額積算内訳書(工事入札時システム添付)」をダウンロードして使用してください。 <u>システムへはPDF化して添付してください。</u>	
落札候補者が提出する書類 (FAX046-232-6574)		開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。 (落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。) ○配置技術者等に関する書類 ○建設業許可の確認できる書類 ※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号(3箇所)にマスキング(黒塗り)をして提出してください。	

美化センター空調改修工事

内容説明事項書

海 老 名 市

1. 工 事 名 称 美化センター空調改修工事
2. 工 事 場 所 海老名市杉久保北一丁目4番1号
3. 工 事 概 要 美化センターの老朽化した冷暖房設備を更新する工事である。
 ■ 工事内容
 ・既存ビル用マルチ空調 室内外機更新
 ・既存個別パッケージエアコン室内外機更新
 ・既存ルームエアコン 取外し
 ・その他付帯工事一式
4. 工 事 期 間 令和7年8月22日 から 令和7年11月28日 まで
5. 設 計 図 書 上記諸条件に依る見積に必要な図書は下記とする
 (1)設 計 図 14 枚
 (2)内容説明事項書(本書・環境配慮マニュアル) 5 枚
6. 数 量 書 (1)数 量 書 10 枚
 ※数量書は、発注者の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札参加者等の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に参考数量として公表するものである。
7. 法 令 の 遵 守 本工事の実施に当たり、建築基準法、消防法、その他各関係法令・規則等を確実に遵守すること。
8. 官 公 署 手 続 官公署手続きは、全て受注者の責任と負担に於いて行うこと
9. その他の事項

項 目	適 用	内 容	備 考
(1)事業区分			
①事業区分	☐ 補助事業 ☒ 市単事業		
(2)工事監理体制			
②工事監理体制	☒ 市担当者 ☐ 外部委託者		
(3)工程関係			
①工期内施設利用	☒ 有 ☐ 無	日曜日以外は施設運営中である	安全対策を施し、各関係者の安全確保を図ること
②関連工事、その他工事	☐ 有 ☒ 無		
③施工時期の制限	☒ 有 ☐ 無	既存空調の停止期間は真夏日を避けた10月以降とし、日程については監督員及び施設管理者と協議のうえ決定する。	日曜、祝日は原則休工とする
④施工時間の制限	☐ 有 ☒ 無		施設運営に支障のないよう留意すること
⑤協議未成立事項	☐ 有 ☒ 無		

項 目	適 用	内 容 等	備 考
(4) 仮設関係			
①仮設計画	☐ 有 ☒ 無		受注者において、発注図の仮設計画図を参考に作成し、事前に施設管理者及び市担当者等の承諾を受けること
②交通誘導員	☒ 有 ☐ 無	数量書による	
③工事用電力、水の利用	☐ 有 ☒ 無	受注者対応	
④濁水・湧水処理における特別な対策等	☐ 有 ☒ 無		
(5) 支給品			
①支給品について	☐ 有 ☒ 無		
(6) 建設副産物関係			
①建設発生土	☐ 有 ☒ 無		
②建設副産物 建設廃棄物	☒ 有 ☐ 無	数量書による	
③その他 (特別産業廃棄物等)	☐ 有 ☒ 無		
(7) 各種調査、使用制限			
①各種調査	☐ 有 ☒ 無	特記仕様書による	
②使用制限 関係法令、規則等を遵守するのは当然のこと右記事項にも配慮すること	☒ 有 ☐ 無	揮発性有機化合物等	本工事に使用する材料は、揮発性有機化合物等の放散しないもの又は放散量の少ないものを使用すること (F☆☆☆☆使用)
(8) 現場対応			
①現場照査等	事前調査を十分に行い、不明確な部分は工事打合簿により施工前市監督員と協議し、確認をとること		
②公衆災害	本工事における振動・騒音・粉塵・悪臭等については、特に注意し、付近住民とのトラブルについては、受注者の責任において解決すること		
③原形復旧	工事範囲内の備品類の移動及び養生、清掃については、受注者の責任において実施し、工事後は原形に復すること		
(9) その他			
①適用基準等	☒ 海老名市ホームページ「海老名市公共工事共通事項書」適用図書による ☐ ☐		
②工事完成図書	☒ 海老名市ホームページ-検査担当からのお知らせ 「18 工事関係様式」内、工事提出書類チェックリストによる ☒ 海老名市ホームページ-営繕課担当事務 「海老名市営繕工事 工事提出書類作成等の手引き」による		
③海老名環境マネジメントシステム	市では、海老名環境マネジメントシステムの運用に伴い、「公共工事環境配慮マニュアル」が適用となった。よって本工事では、その環境配慮マニュアルに基づき別紙の項目で対象となる作業について環境配慮に努めること		
④法定外の労災保険の加入	本工事において、受注者は法定外労働災害補償制度（法定外の労災保険）に加入すること。また、受注者は保険契約を締結したときは、発注者にその証券等を提示すること		

 公共工事において配慮すべき環境要素

海老名市の公共工事において配慮の対象とすべき環境要素は、以下の一覧表のとおりとする。これらの環境要素は、工事施工過程の環境負荷の低減はもとより、公共工事の成果として地域及び地球環境に有益な影響が得られるためには不可欠なものである。

環境要素一覧表

大分類	中分類	小分類
1 地域の自然環境・景観	(1)緑	①自然林、草原など面的な広がりを持つ緑 ②堤防、土手、法面、並木などの樹林帯又は草原など線的な連続性を持つ緑
	(2)地形・地質	その場所本来の地形・地質とそれに依拠する生態系
	(3)水辺	河川や水路などとその堤敷及びそれに依拠する生態系
	(4)動植物	現にその土地に生息するか、又は最近まで生息していた動植物
	(5)歴史的遺産	①地表に存在する文化財、遺跡等 ②埋蔵文化財
	(6)景観	①その土地の現在の景観 ②その土地に現在ある眺望地点とそこからの景観 ③道路等、都市基盤施設がもたらす景観
2 地球環境	(1)資源	①石油類・金属・水・岩石等の鉱物資源 ②木材等の森林資源
	(2)大気	①公園、屋外体育施設又は工事などで発生する砂塵による迷惑を考慮すべき局地的な大気環境 ②自動車の排ガス、ごみ焼却施設からのダイオキシン等による汚染を考慮すべき地域的な大気環境 ③フロンガス、二酸化炭素等の放出による影響を考慮すべき地球規模の大気環境
	(3)水質	①公園、屋外体育施設、駐車場などの排水の影響を受ける水系 ②土地の改変等による濁水等の影響を受ける水系 ③土木工事により影響を受ける地下水
	(4)土壌	畑、水田、砂利道等のほか舗装されていない剥き出しの地面
	(5)建設副産物	①排出土 ②コンクリートガラ ③アスファルトガラ ④伐採材 ⑤まだ使用可能な製品 ⑥鉄骨・鉄筋・その他の金属類の切りくず ⑦不要木材 ⑧PCB等の毒性物質 ⑨その他の建設廃材
	(6)熱帯林	コンクリート型枠などに使用され、減少を続ける熱帯林資源
3 生活環境	(1)騒音	①工事作業機械の稼働による騒音 ②工事用車両走行による騒音 ③公園、野球場、陸上競技場等屋外体育施設での騒音 ④施設の空調機等電気・機械設備の騒音
	(2)振動	①工事作業機械の稼働による振動 ②工事用車両走行による振動
	(3)悪臭	しゅんせつ土等の悪臭
	(4)電波障害	大規模建築物による電波受信状態への影響
	(5)日照障害	大規模建築物による日影時間への影響
	(6)地域生活環境	①公園、野球場、陸上競技場等屋外体育施設又は他の施設等の夜間照明により影響を受ける周辺住民の生活環境 ②道路整備におけるルート又は道路構造による地域分断 ③歩道若しくは道路横断施設又はその他の公共施設等における高齢者・障害者の安全な通行・歩行環境 ④大規模建築物の駐車場等への出入り車両により影響を受ける交通の安全性 ⑤工事車両の出入りにより影響を受ける交通の安全性

□ 設計・施工時に配慮する事項

6. 機械設備工事

作業	配慮事項	環境要素
機械設備	低騒音・省エネ型のものを採用する。	2-(1)-① 2-(2)-③ 3-(1)-④
掘 削	排出土の発生を抑える設計を行う。	2-(5)-①
	周辺住民の生活環境への影響を考慮し、騒音・振動の発生を最小限に抑える。	3-(1)-①② 3-(2)-①②
排出土処理	極力現場内での利用を図る。	2-(5)-①
	搬出する場合は他の市内工事での有効利用を図る。	2-(5)-①
	排出土中に他の廃棄物が混入しないよう分別する。	2-(5)-①
埋め戻し	現場内排出土及び再生砕石を使用する。	2-(5)-①②③
排出物	材種別に分別収集し、リサイクルできるものは必ず再生プラントへ搬入する。	2-(5)-①～⑨
	廃棄物の適正処理（マニフェスト管理）	2-(5)-①～⑨
	フロン等の適切な管理・処分を行う。	2-(2)-③
工事作業機械・車両運行	低騒音・低振動型作業機械を使用する。	3-(1)-①
	排ガス規制に適合した作業機械・車両（ディーゼルエンジン）を使用する。	2-(2)-②
	周辺住民の生活を妨げないように作業時間帯を設定する。	3-(1)-①② 3-(2)-①② 3-(6)-⑤
	道路以外の場所に作業機械搬入車両、ダンプトラック等の待機場所を確保する。	3-(6)-⑤
	工事用作業機械・車両の待機中はアイドリングをしない。	2-(2)-② 3-(1)-①

令和7年度

数 量 書

工 事 名 称 美化センター空調改修工事

工 事 場 所 海老名市杉久保北一丁目 4 番 1 号

工 期 令和7年8月22日から令和7年11月28日まで

工 事 概 要 美化センターの老朽化した冷暖房設備を更新する工事である。

■ 工事内容

- ・既存ビル用マルチ空調 室内外機更新
- ・既存個別パッケージエアコン室内外機更新
- ・既存ルームエアコン 取外し
- ・その他付帯工事一式

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
空調改修工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

美化センター		空調改修工事		設備機器		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
養生・整理清掃後 後片付け	40㎡程度	1	式			
内部足場	階高4.0m以下 脚立足場 運搬費共	1	式			
(空調改修)						
AC-1ビル用マルチ	室外機 冷房56Kw 防振ゴム	1	台			
AC-1-1	室内機 天カセ 冷房4.5	1	台			
AC-1-2	室内機 天カセ 冷房5.6	2	台			
AC-1-3	室内機 天カセ 冷房4.5	4	台			
AC-1-4	室内機 天カセ 冷房9.0	1	台			
AC-1-5	室内機 天カセ 冷房16.0	1	台			
AC-2ビル用マルチ	室外機 冷房45Kw 防振ゴム	1	台			
AC-2-1	室内機 天カセ 冷房7.1	6	台			
AC-3 天吊型同時ツインエアコン	室外機 冷房10.0	1	台			
AC-3-1 天吊型同時ツインエアコン	室内機 天吊型	2	台			
リモコン	ワイヤードリモコン	7	個			
集中リモコン		1	個			

空調改修工事 細目別内訳

[illegible]

[illegible]

空調改修工事 細目別内訳

[illegible]

美化センター		空調改修工事		設備機器		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
据付費		1	式			別紙 00-0001
パッケージ形空調 和機(セバレー・マルチ) 据付	屋外機 床置き 防振基礎無し 56.0kW以下	1	台			
パッケージ形空調 和機(セバレー・マルチ) 据付	屋外機 床置き 防振基礎無し 45.0kW以下	1	台			
パッケージ形空調 和機(セバレー・マルチ) 据付	屋外機 床置き 防振基礎無し 10.0kW以下	1	台			
パッケージ形空調 和機(セバレー・マルチ) 据付	屋内機 天井吊り - 4.5kW以下	5	台			
パッケージ形空調 和機(セバレー・マルチ) 据付	屋内機 天井吊り - 5.6kW以下	4	台			
パッケージ形空調 和機(セバレー・マルチ) 据付	屋内機 天井吊り - 7.1kW以下	6	台			
パッケージ形空調 和機(セバレー・マルチ) 据付	屋内機 天井吊り - 10.0kW以下	1	台			
パッケージ形空調 和機(セバレー・マルチ) 据付	屋内機 天井吊り - 16.0kW以下	1	台			
リモコン類取付費	個別・集中リモコン	8	個			
計						

美化センター空調改修工事

図 面 リ ス ト

0 0	表紙、図面リスト	(電気設備図)	
	(機械設備図)	E－0 1	受変電設備 結線図 (参考図)
M－0 1	特記仕様書	E－0 2	盤図 (参考図)
M－0 2	案内図・配置図	E－0 3	幹線動力コンセント配線 1階平面図
M－0 3	空調設備機器表	E－0 4	幹線動力コンセント配線 2階平面図
M－0 4	空調配管系統図		
M－0 5	空調設備 1階平面図		
M－0 6	空調設備 2階平面図		
M－0 7	空調設備 制御配線系統図		
M－0 8	空調設備 制御配線1階平面図		
M－0 9	空調設備 制御配線2階平面図		



工事概要

1. 工事情形	美化センター空調改修工事
2. 工事場所	海老名市杉久保一丁目4番1号

3. 建物概要

建築物名称	構造	階数	延床面積(㎡)	建築面積(㎡)	消防法施行令別表第一による用途区分	備考
美化センター	鉄骨造	2層	728.28			

4. 工事項目（○印のついたものを適用する。）

工事種目 建設及び 屋外	工 事 種 別	屋 外
○空気調和設備 ・電気設備 ・排気設備 ・自動制御設備 ・衛生器具設備 ・給水設備 ・排水設備 ・給湯設備 ・消火設備 ・厨房機器設備 ・ガス設備 ・冷気機設備 ・昇降機設備		

5. 設備概要（○印のついたものは、主要方式を示す）

方 式	設 備	概 要
空気調和方式等	○ 空気調和 ・ 全空気の流し ファンコイルユニット、ダクト併用方式 ○ パッケージ方式 ・ 温風暖房 ・ 全空気の流し ファンコンベクター、ダクト併用方式 ・ 直接暖房 ・ 温水暖房	
自動制御方式	・ 電氣式 ・ 電子式 ・ デジタル式 ・ 変圧式 ・ 中央監視制御	
給水設備	・ 水道供給方式 ・ 高層タンク方式 ・ タンクスーフタースター方式	
排水方式	建物の汚水及び雑排水（・ 糞尿処理施設を有しない下水処理場（平成21年4月1日施行） 建物の汚水及び雑排水（・ 分流水 ・ 合流式） 放流先 汚水（・ 下水道直放流（上級浄化槽） ・ 側溝 ・ 別途供） 雑排水（・ 下水道直放流 ・ 屎尿浄化槽）	
給湯方式	・ 熱源式 ・ 中央式	
消火設備方式	・ 屋内消火栓 （・ 湿式 ・ 乾式） ・ 連結放水管 ・ 屋外消火栓 ・ スプリンクラー （・ 湿式 ・ 乾式） ・ 不活性ガス消火 ・ 泡消火 ・ 粉末消火 ・ 通船取水 ・ フード専用簡易自動消火	
ガス設備方式	・ 都市ガス 種類 (13A) kJ/m³(N) (低燃圧力 Pa) ・ 液化石油ガス	

II. 特記仕様書

- (1) 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて「国土交通省大臣官庁官庁事務情報部の公共建築工事標準仕様書（機械設備工程編、最新版）」、「公衆浴場設計施工標準仕様書（機械設備工程編、最新版）」（以下「標準仕様」という。）、同部設置環境整備等の「公共建築設計標準（機械設備工程編、最新版）」（以下「標準設計」という。）、及び国土地理院発行の「建築技術基準」（以下「規格」）とする。
- (2) 電気設備工事及び建築工事を含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
- (3) ①項目は番号に○印の付いたものを使用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを使用する。○印のない場合は、※印の付いたものを使用する。
○印と※印の付いた場合は、共に使用するものとする。

章	項 目	注 意 事 項																																	
I	1. 通用基準等	○ 工事写真の撮り方（建築設備編）（国土交通省大臣官庁事務情報部に提出）。 ※ 本工事に使用する材料等は、設計図書に規定したもの、またはこれらと同等のものとします。ただし、これらと同等のものではあるが、監督職員の承認を受けるものとします。 ※ 本工事に使用する材料の選定及び仕様に当たっては、揮発性有機化合物の放出による健康への影響に配慮すること。 <tr> <td>2. 構材等</td> <td>※ 使用する材料のホルムアルデヒド値は、日本工業規格及び日本農林規格のF☆☆☆規格品、製装材協会規格適合品および同等品、化学物質有害製品安全データシート等にホルマン濃度が明示されたものとします。 <tr> <td>3. 構材の品質・性能証明</td> <td>本工事着手前に主要構成メンバーリスト及び機能製作図を作成し、監督職員の手続きを受けるとともに、関係機関から必要な資料を得ることを求めます。また、関係機関からの保証書や検査報告書などが必要となる場合があります。なお、関係機関からの保証書や検査報告書の写しを監督職員へ提出していただくこと。 <tr> <td>4. 保険</td> <td>本工事着手前に目的物損壊賠償責任保険等を、本工事完了後引渡しまで、火災保険及びその他の保険に加入し、写しを監督職員へ提出してください。 <tr> <td>5. 施工計画書および竣工図等</td> <td>工事の着手より前、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、事前に監督職員との協議を行い、必要に応じて修正を行うこと。 <tr> <td>6. 工事実績情報の登録</td> <td>当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	2. 構材等	※ 使用する材料のホルムアルデヒド値は、日本工業規格及び日本農林規格のF☆☆☆規格品、製装材協会規格適合品および同等品、化学物質有害製品安全データシート等にホルマン濃度が明示されたものとします。 <tr> <td>3. 構材の品質・性能証明</td> <td>本工事着手前に主要構成メンバーリスト及び機能製作図を作成し、監督職員の手続きを受けるとともに、関係機関から必要な資料を得ることを求めます。また、関係機関からの保証書や検査報告書などが必要となる場合があります。なお、関係機関からの保証書や検査報告書の写しを監督職員へ提出していただくこと。 <tr> <td>4. 保険</td> <td>本工事着手前に目的物損壊賠償責任保険等を、本工事完了後引渡しまで、火災保険及びその他の保険に加入し、写しを監督職員へ提出してください。 <tr> <td>5. 施工計画書および竣工図等</td> <td>工事の着手より前、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、事前に監督職員との協議を行い、必要に応じて修正を行うこと。 <tr> <td>6. 工事実績情報の登録</td> <td>当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	3. 構材の品質・性能証明	本工事着手前に主要構成メンバーリスト及び機能製作図を作成し、監督職員の手続きを受けるとともに、関係機関から必要な資料を得ることを求めます。また、関係機関からの保証書や検査報告書などが必要となる場合があります。なお、関係機関からの保証書や検査報告書の写しを監督職員へ提出していただくこと。 <tr> <td>4. 保険</td> <td>本工事着手前に目的物損壊賠償責任保険等を、本工事完了後引渡しまで、火災保険及びその他の保険に加入し、写しを監督職員へ提出してください。 <tr> <td>5. 施工計画書および竣工図等</td> <td>工事の着手より前、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、事前に監督職員との協議を行い、必要に応じて修正を行うこと。 <tr> <td>6. 工事実績情報の登録</td> <td>当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	4. 保険	本工事着手前に目的物損壊賠償責任保険等を、本工事完了後引渡しまで、火災保険及びその他の保険に加入し、写しを監督職員へ提出してください。 <tr> <td>5. 施工計画書および竣工図等</td> <td>工事の着手より前、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、事前に監督職員との協議を行い、必要に応じて修正を行うこと。 <tr> <td>6. 工事実績情報の登録</td> <td>当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	5. 施工計画書および竣工図等	工事の着手より前、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、事前に監督職員との協議を行い、必要に応じて修正を行うこと。 <tr> <td>6. 工事実績情報の登録</td> <td>当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	6. 工事実績情報の登録	当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	7. 手続	そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	8. 事故報告	施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	9. 電気保安技術者	※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	10. 技能士などの活用	本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。	共 通 事 項	11. 足場等	○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	12. 監督員事務所	※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	13. 工事使用電力	横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr>	14. 養生保護	・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr>	15. 発生廃棄物の処理	(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr>	16. 建設リサイクル法	(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr>	17. 総合調整	※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。
	2. 構材等	※ 使用する材料のホルムアルデヒド値は、日本工業規格及び日本農林規格のF☆☆☆規格品、製装材協会規格適合品および同等品、化学物質有害製品安全データシート等にホルマン濃度が明示されたものとします。 <tr> <td>3. 構材の品質・性能証明</td> <td>本工事着手前に主要構成メンバーリスト及び機能製作図を作成し、監督職員の手続きを受けるとともに、関係機関から必要な資料を得ることを求めます。また、関係機関からの保証書や検査報告書などが必要となる場合があります。なお、関係機関からの保証書や検査報告書の写しを監督職員へ提出していただくこと。 <tr> <td>4. 保険</td> <td>本工事着手前に目的物損壊賠償責任保険等を、本工事完了後引渡しまで、火災保険及びその他の保険に加入し、写しを監督職員へ提出してください。 <tr> <td>5. 施工計画書および竣工図等</td> <td>工事の着手より前、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、事前に監督職員との協議を行い、必要に応じて修正を行うこと。 <tr> <td>6. 工事実績情報の登録</td> <td>当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	3. 構材の品質・性能証明	本工事着手前に主要構成メンバーリスト及び機能製作図を作成し、監督職員の手続きを受けるとともに、関係機関から必要な資料を得ることを求めます。また、関係機関からの保証書や検査報告書などが必要となる場合があります。なお、関係機関からの保証書や検査報告書の写しを監督職員へ提出していただくこと。 <tr> <td>4. 保険</td> <td>本工事着手前に目的物損壊賠償責任保険等を、本工事完了後引渡しまで、火災保険及びその他の保険に加入し、写しを監督職員へ提出してください。 <tr> <td>5. 施工計画書および竣工図等</td> <td>工事の着手より前、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、事前に監督職員との協議を行い、必要に応じて修正を行うこと。 <tr> <td>6. 工事実績情報の登録</td> <td>当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	4. 保険	本工事着手前に目的物損壊賠償責任保険等を、本工事完了後引渡しまで、火災保険及びその他の保険に加入し、写しを監督職員へ提出してください。 <tr> <td>5. 施工計画書および竣工図等</td> <td>工事の着手より前、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、事前に監督職員との協議を行い、必要に応じて修正を行うこと。 <tr> <td>6. 工事実績情報の登録</td> <td>当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	5. 施工計画書および竣工図等	工事の着手より前、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、事前に監督職員との協議を行い、必要に応じて修正を行うこと。 <tr> <td>6. 工事実績情報の登録</td> <td>当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	6. 工事実績情報の登録	当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	7. 手続	そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	8. 事故報告	施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	9. 電気保安技術者	※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	10. 技能士などの活用	本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。	共 通 事 項	11. 足場等		○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	12. 監督員事務所	※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	13. 工事使用電力	横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr>	14. 養生保護	・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr>	15. 発生廃棄物の処理	(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr>	16. 建設リサイクル法	(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr>	17. 総合調整	※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。	
	3. 構材の品質・性能証明	本工事着手前に主要構成メンバーリスト及び機能製作図を作成し、監督職員の手続きを受けるとともに、関係機関から必要な資料を得ることを求めます。また、関係機関からの保証書や検査報告書などが必要となる場合があります。なお、関係機関からの保証書や検査報告書の写しを監督職員へ提出していただくこと。 <tr> <td>4. 保険</td> <td>本工事着手前に目的物損壊賠償責任保険等を、本工事完了後引渡しまで、火災保険及びその他の保険に加入し、写しを監督職員へ提出してください。 <tr> <td>5. 施工計画書および竣工図等</td> <td>工事の着手より前、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、事前に監督職員との協議を行い、必要に応じて修正を行うこと。 <tr> <td>6. 工事実績情報の登録</td> <td>当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	4. 保険	本工事着手前に目的物損壊賠償責任保険等を、本工事完了後引渡しまで、火災保険及びその他の保険に加入し、写しを監督職員へ提出してください。 <tr> <td>5. 施工計画書および竣工図等</td> <td>工事の着手より前、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、事前に監督職員との協議を行い、必要に応じて修正を行うこと。 <tr> <td>6. 工事実績情報の登録</td> <td>当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	5. 施工計画書および竣工図等	工事の着手より前、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、事前に監督職員との協議を行い、必要に応じて修正を行うこと。 <tr> <td>6. 工事実績情報の登録</td> <td>当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	6. 工事実績情報の登録	当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	7. 手続	そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	8. 事故報告	施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	9. 電気保安技術者	※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	10. 技能士などの活用	本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。	共 通 事 項	11. 足場等		○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>		12. 監督員事務所	※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	13. 工事使用電力	横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr>	14. 養生保護	・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr>	15. 発生廃棄物の処理	(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr>	16. 建設リサイクル法	(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr>	17. 総合調整	※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。		
	4. 保険	本工事着手前に目的物損壊賠償責任保険等を、本工事完了後引渡しまで、火災保険及びその他の保険に加入し、写しを監督職員へ提出してください。 <tr> <td>5. 施工計画書および竣工図等</td> <td>工事の着手より前、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、事前に監督職員との協議を行い、必要に応じて修正を行うこと。 <tr> <td>6. 工事実績情報の登録</td> <td>当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	5. 施工計画書および竣工図等	工事の着手より前、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、事前に監督職員との協議を行い、必要に応じて修正を行うこと。 <tr> <td>6. 工事実績情報の登録</td> <td>当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	6. 工事実績情報の登録	当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	7. 手続	そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	8. 事故報告	施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	9. 電気保安技術者	※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	10. 技能士などの活用	本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。	共 通 事 項	11. 足場等		○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>		12. 監督員事務所		※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	13. 工事使用電力	横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr>	14. 養生保護	・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr>	15. 発生廃棄物の処理	(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr>	16. 建設リサイクル法	(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr>	17. 総合調整	※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。			
	5. 施工計画書および竣工図等	工事の着手より前、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、事前に監督職員との協議を行い、必要に応じて修正を行うこと。 <tr> <td>6. 工事実績情報の登録</td> <td>当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	6. 工事実績情報の登録	当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	7. 手続	そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	8. 事故報告	施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	9. 電気保安技術者	※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	10. 技能士などの活用	本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。	共 通 事 項	11. 足場等		○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>		12. 監督員事務所		※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>		13. 工事使用電力	横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr>	14. 養生保護	・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr>	15. 発生廃棄物の処理	(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr>	16. 建設リサイクル法	(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr>	17. 総合調整	※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。				
	6. 工事実績情報の登録	当該金額が50万円以上の場合は、CORINSに登録すること。 <tr> <td>7. 手続</td> <td>そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	7. 手続	そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	8. 事故報告	施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	9. 電気保安技術者	※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	10. 技能士などの活用	本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。	共 通 事 項	11. 足場等		○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>		12. 監督員事務所		※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>		13. 工事使用電力		横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr>	14. 養生保護	・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr>	15. 発生廃棄物の処理	(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr>	16. 建設リサイクル法	(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr>	17. 総合調整	※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。					
	7. 手続	そのほか、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とする。 <tr> <td>8. 事故報告</td> <td>施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	8. 事故報告	施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	9. 電気保安技術者	※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	10. 技能士などの活用	本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。	共 通 事 項	11. 足場等		○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>		12. 監督員事務所		※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>		13. 工事使用電力		横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr>		14. 養生保護	・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr>	15. 発生廃棄物の処理	(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr>	16. 建設リサイクル法	(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr>	17. 総合調整	※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。						
	8. 事故報告	施工中に事故が発生した場合には、速ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもつづき「事故報告書」を指示する期間中に監督職員に提出すること。 <tr> <td>9. 電気保安技術者</td> <td>※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	9. 電気保安技術者	※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	10. 技能士などの活用	本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。	共 通 事 項	11. 足場等		○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>		12. 監督員事務所		※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>		13. 工事使用電力		横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr>		14. 養生保護		・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr>	15. 発生廃棄物の処理	(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr>	16. 建設リサイクル法	(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr>	17. 総合調整	※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。							
	9. 電気保安技術者	※ 適用する ・ 適用しない <tr> <td>10. 技能士などの活用</td> <td>本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。 </td></tr> <tr> <td rowspan="10">共 通 事 項</td> <td>11. 足場等</td> <td>○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	10. 技能士などの活用	本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。	共 通 事 項	11. 足場等		○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>		12. 監督員事務所		※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>		13. 工事使用電力		横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr>		14. 養生保護		・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr>		15. 発生廃棄物の処理	(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr>	16. 建設リサイクル法	(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr>	17. 総合調整	※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。								
	10. 技能士などの活用	本工事で下記の職種別技能検定（Ⅰ級・Ⅱ級）を採用させる。（資格証の写しを提出する。） ・ 配管（配管工事）・ 建築板金（タクト製作及び取付け）・ 熟練絶縁技師（保温工事） ・ 冷凍空調設備製造業（冷暖房システム、パッケージ型冷凍空調機の取付け及び調整） ・ 別契約の関係請負者が実施したものでない限り採用すること。 ○ 本工事で設置 枠組増築される場合は、「まず先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、二段取り及び幅木の確保を図ることによって行なうこと。																																	
共 通 事 項	11. 足場等	○ 設置する ・ 設置しない 施主若しくは委託者に依頼することにより行うこと。 <tr> <td>12. 監督員事務所</td> <td>※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	12. 監督員事務所	※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>		13. 工事使用電力		横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr>		14. 養生保護		・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr>		15. 発生廃棄物の処理		(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr>		16. 建設リサイクル法		(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr>	17. 総合調整	※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。													
	12. 監督員事務所	※ 設けたい ・ 設けない 本工事に必要な工事管理電力、水及び諸手段などはすべて引渡し業者の負担とする。 <tr> <td>13. 工事使用電力</td> <td>横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	13. 工事使用電力	横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr>		14. 養生保護		・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr>		15. 発生廃棄物の処理		(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr>		16. 建設リサイクル法		(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr>		17. 総合調整	※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。																
	13. 工事使用電力	横内にて作業することが可能であるときでないときは、横内での作業を行うこと。 <tr> <td>14. 養生保護</td> <td>・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr></td></tr>	14. 養生保護	・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr>		15. 発生廃棄物の処理		(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr>		16. 建設リサイクル法		(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr>		17. 総合調整		※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。																			
	14. 養生保護	・ 横外作成 ・ 横内指示の場所に敷き出す ・ 横内指示の場所にたひ縄 <tr> <td>15. 発生廃棄物の処理</td> <td>(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr></td></tr>	15. 発生廃棄物の処理	(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr>		16. 建設リサイクル法		(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr>		17. 総合調整		※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。																							
	15. 発生廃棄物の処理	(1) 建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当 (2) フロンガスを回収破壊法の規定に基づき措置の該当 (3) 引渡しを要する場合 ※ なし ・ あり (4) 産業廃棄物（「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、横外搬出の上、適切に処分すること。） (ア) 特別管理産業廃棄物 ※ なし ・ あり (イ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・ コンクリート ・ コントリート砕かせる建設資材 ・ 木 材 ・ アスファルトコンクリート (ロ) その他発生廃棄物の分別を行う施設 ・ コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物 ・ 木くず等の管理型の産業廃棄物 <tr> <td>16. 建設リサイクル法</td> <td>(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr> </td></tr>	16. 建設リサイクル法	(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr>		17. 総合調整		※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。																											
	16. 建設リサイクル法	(1) 対象工事 ・ 指定されている事業者は、分別解体等命令で定められた第1～3のうち当該事業所に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提供するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したら、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (2) 対象外の工事 <tr> <td>17. 総合調整</td> <td>※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。 </td></tr>	17. 総合調整	※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。																															
	17. 総合調整	※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を出す。 ・ 別途 総合調整の対象項目 ・ 高さ調整 ・ 重量調整 ・ 室内内外の温度調節 ・ 室内湿度及びじんいんの測定 ・ 騒音の調査 ・ 初期運転状態の記録 ・ 末端水洗の確実な排水量の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 洗濯乾燥機排水水の測定 ・ 換風の断熱抵抗の測定 ・ 水圧調整 測定箇所は、監督職員の指示による。																																	

設置場所		設計用標準値	
重要機器		一般の施設	
上層部、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0) 1.0 (1.5)
中層部	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5) 0.6 (1.0)
一階及び地下層	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0) 0.4 (0.6)

注(1) 設置場所の区分は標準仕様書による。(注(2)) 内の数値は防風支持の機器の場合に適用する。
(1) 本工事の施設は「○」の施設・特定の施設とする。
(2) 地震係数は1.0とする。
(3) 100kg以上の重量な機器（標準仕様書で定められるものを除く）においても耐震を考慮し、据付又は基礎を行うものとするが、前記指針の方法によらなくてもよい。
(4) 重機等類（高圧タンク、受水タンクは除く）は標準表による。
(5) 昇降機のつり合わせはフロア上の取組方法により、十分な強度を有する方法で固定し、水平鉛直方向の地震力に對して、つり金も十分に耐力を確保しようとした構造とすること。

特記されていない弁等のサイズは、機器付属品を除き接続配管のサイズと同じとする。

本工事で環境設備の観点から、原則としてE-Mケーブを使用するものとする。なお、標準仕様書第6編「通信・情報設備工事 第1章 材料 第1節 電線類等 1.1.1 電線類等 表1.1 電線類に次の種類を追加する。
(E-M-C-E-S、E-S-U-T-P、E-M-W-E-S、E-M-E-B-T)
対象配管系統名 冷媒管 冷水管 消火(水)用 油 ガス
検査の種類 浸透探傷検査(P.T.)又は磁粉探傷検査(M.T.) 放射線透過検査(R.T.)
既存のコンクリート床底、壁の配管貫通部の明け方は原則としてダイヤモンドカッターによる。山砂の類。

X線検査 ※行わない 行う 超音波検査 行わない ○行う

(1) ポンプ、屋外機器のアンカーボルトのナット及び屋外の配管・ダクトに使用する支持金物はステンレス製(SUS304)とし、ポンプ、屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ(樹脂製)を取り付ける。
(2) 振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。
(3) 冷水及び冷凍水の異なるパイプなどの支持部は、合成樹脂製の支持架を使用する。

図面に特記のない場合は下記によるほか共通仕様書第5編による。ただし、各工事項目に別に指定されたものは除く。
・ 掘削土中の負食土(ただしヒューム管以外の管の周囲の山砂の類) ・ 山砂の類

地中埋設管及び埋設用テープは、下記より屋外埋設部分に布設する。なお、地中埋設部の設置場所は図示しない。
(1)給水管 地中埋設管 埋設用表示テープ (2)給湯管 地中埋設管 埋設用表示テープ
(3)排水管 地中埋設管 埋設用表示テープ (4)消火管 地中埋設管 埋設用表示テープ
・ 主機械室では上記の室とし、他は各別機械室とする。
・ 機械室：

给排水衛生設備工事の保温の種別

区 分	施 工 箇 所	国土地交通省記号
管 (縦 手及び 井 類を 含む)	給水管	屋内露出（一般居室、廊下） ・ a・(□)・Ⅶ 機械室、書庫、倉庫、共同溝 ・ b・(□)・Ⅶ 天井内、バイパスシャフト内及び空間壁中 ・ c ₂ ・(□)・Ⅶ 床下、暗渠内（ビツト内を含む） ・ d・(ハ)・Ⅶ 屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む）及び浴室、 厨房などの多湿箇所（厨房の天井内は含まない） ・ e ₂ ・(ハ)・Ⅶ
	排水管	屋内露出（一般居室、廊下） ・ a・(□)・Ⅶ 機械室、書庫、倉庫、共同溝 ・ b・(□)・Ⅶ 天井内、バイパスシャフト内及び空間壁中 ・ c ₂ ・(□)・Ⅶ 床下、暗渠内（ビツト内を含む） ・ d ₂ ・(□)・Ⅰ 屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む）及び浴室、 厨房などの多湿箇所（厨房の天井内は含まない） ・ e・(□)・Ⅰ
	給湯管 (断熱管を含む)	屋内露出（一般居室、廊下） ・ a・(□)・Ⅰ 機械室、書庫、倉庫、共同溝 ・ b・(□)・Ⅰ 天井内、バイパスシャフト内及び空間壁中 ・ c ₂ ・(□)・Ⅰ 床下、暗渠内（ビツト内を含む） ・ d ₂ ・(□)・Ⅰ 屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む）及び浴室、 厨房などの多湿箇所（厨房の天井内は含まない） ・ e・(□)・Ⅰ
	冷媒管	屋内露出（一般居室、廊下） ・ a・(□)・Ⅰ 機械室、書庫、倉庫、共同溝 ・ b・(□)・Ⅰ 天井内、バイパスシャフト内及び空間壁中 ・ c ₂ ・(□)・Ⅰ 床下、暗渠内（ビツト内を含む） ・ d ₂ ・(□)・Ⅰ 屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む）及び浴室、 厨房などの多湿箇所（厨房の天井内は含まない） ・ e・(□)・Ⅰ
	銅板製アンダー 貯溜タンク	・ f ₁ ・(□)・Ⅷ ・ g ₁ ・(□)・IX
	排気筒	・ h・(ハ)・X
	空気調和設備工事の保温の種別	
	温水管 (断熱管を含む)	屋内露出（一般居室、廊下） ・ A・(□)・Ⅰ 機械室、書庫、倉庫、共同溝 ・ B・(□)・Ⅰ 天井内、バイパスシャフト内及び空間壁中 ・ C ₂ ・(□)・Ⅰ 床下、暗渠内（ビツト内を含む） ・ D・(□)・Ⅰ 屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む）及び浴室、 厨房などの多湿箇所（厨房の天井内は含まない） ・ E ₂ ・(□)・Ⅰ
	冷媒管	・ 保温付冷媒管+化粧カバー ・ 保温付冷媒管 ・ 保温付冷媒管 ・ 保温付冷媒管 ・ SUSラック+ 保温付冷媒管
	冷水及び冷水水管 (断熱管を含む)	屋内露出（一般居室、廊下） ・ A・(□)・Ⅲ 機械室、書庫、倉庫、共同溝 ・ C ₁ ・(□)・Ⅲ 天井内、バイパスシャフト内及び空間壁中 ・ D・(□)・Ⅲ 床下、暗渠内（ビツト内を含む） ・ D・(□)・Ⅲ 屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む）及び浴室、 厨房などの多湿箇所（厨房の天井内は含まない） ・ E ₂ ・(□)・Ⅲ
	温水タンク 冷水タンク 温水タンク 熱交換器 貯溜タンク 冷水ヘッダー 冷水水ヘッダー 温水ヘッダー 高気ヘッダー	- ・ F ₁ ・(□)・IX ・ G ₁ ・(□)・IX ・ G ₂ ・(□)・Ⅸ ・ F ₁ ・(□)・IX ・ G ₁ ・(□)・IX
一般 ダクト	矩形ダクト	屋内露出 ・ J ₁ ・(□)・X I 機械室、書庫、倉庫 ・ I・(□)・X I 屋内隠ぺい、ダクトシャフト内 ・ I・(□)・X I 屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む） ・ K ₂ ・(□)・X I

下記部位に使用する。外面につき電線の露出配管には塗装を施す。
・ 屋内露出 ※ 居室
土中埋設の配管（ステンレス鋼管及び外面被覆鋼管は除く）及び金属製継手類（溶接金具・継手を含む）にはベトロウム防水テープ及びプラスチックテープを用いて防食処理を行う。（埋設配管は原則として、防食処理不良の素材とする。）
取り切りにその造所の土質を見合った配管を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5mを超える場合には、山留めを行うものとする。

国土交通省大臣官庁審判部監修の建築工事標準仕様書22巻（舗装工事）及び同監理指針（舗装工事）による。

図面に特記なき場合は、表「工事区分表」による。

再使用品の清掃	再使用する機器類は現場内での可能な薬剤による洗浄等の清掃を行う。																																
35. 火気の使用	建物内での火気の使用は原則として行わない。																																
36. 室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度を測定し、監督職員に報告すること。測定はバッチ型計数機器により行う。 測定対象()、測定箇所数()																																
⑪ 施工調査	下記によるほか、改修標準仕様書第1編 1. 5. 1及び1. 5. 2による。 ⑪ 施工計画調査 調査項目() 調査範囲() 調査方法()																																
38. アスベスト	アスベスト使用状況は、労働安全衛生法(石綿障害予防規則)・廃棄物処理法等に則り処理を行うこと。 アスベスト使用状況()																																
⑫ 仮設インサート及びアンカー	(1) 仮設インサート ※接着系アンカー (接着剤は有機系とする) ※金属係アンカー (※本洋品式) (2) 試験等 性能確認試験 ※行わない 行わない 施工確認 ※行わない 行わない																																
⑬ 既設インサート及びアンカーボルト	既設インサート及びアンカーボルトを ※使用しない 使用する																																
⑭ 施工条件	別添の本事工内容等説明事項書による。																																
① 工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水などの費用、及び公害官等への手続きなどの費用は、請負者の負担とする。																																
2. 養生	既設コンクリートの使用 ※ 可 可 既設給排水の使用 ※ 可 可 養生期間() 養生方法()																																
1. 設計温湿度	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">外 気</th> <th colspan="4">屋 内</th> </tr> <tr> <th>温度(℃)</th> <th>湿度(RH)</th> <th>温度(℃)</th> <th>湿度(RH)</th> <th>温度(℃)</th> <th>湿度(RH)</th> <th>温度(℃)</th> <th>湿度(RH)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>26.0</td> <td>50</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>22.0</td> <td>40</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> 取付箇所は図示による。	外 気				屋 内				温度(℃)	湿度(RH)	温度(℃)	湿度(RH)	温度(℃)	湿度(RH)	温度(℃)	湿度(RH)	夏季	℃	%	℃	%	26.0	50	%	冬季	℃	%	℃	%	22.0	40	%
外 気				屋 内																													
温度(℃)	湿度(RH)	温度(℃)	湿度(RH)	温度(℃)	湿度(RH)	温度(℃)	湿度(RH)																										
夏季	℃	%	℃	%	26.0	50	%																										
冬季	℃	%	℃	%	22.0	40	%																										
2. ばい煙濃度計	※ 別途																																
3. 煙突	※ 別途																																
4. 煙道	※ 煙道径300mm以上は鋼板厚3.2mm、鋼板に継ぎ目があるものは4.5mmとする。 図示による。 (煙道径が400mmを超えるものには、排煙口に継ぎ目とする。)																																
5. ダクトの選定	低圧とする(高圧1及び高圧2の部位は図示による。)																																
6. 長方形ダクト工法	・ アングルフランジ工法 ・ コーナーボルト工法 (・ 共振 ・ スライド)																																
7. 風量測定	取付場所は ・ 図示した位置 ・ 送風機仕出ダクト又は吸込ダクト ・ 外気取入れダクト ・ 風量調整ダンパーの上流又は下流 ・ 空調機のサバイチンバーからの分岐ダクト																																
8. チャンパ	(1)内貼りをするチャンパーの取付方法は図示による。 (2)空気調和機に取付けるサバイチンバー及びレタランチャンパーで消音内貼りのチャンパーは、点検口を設ける。なお点検口の大きさは図示による。 (3)外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。																																
9. 防煙ダンパ	(1)換気用ダンパ ※ 通風型(電気式(定格入力0.24V、0.5A以下)) (2)復帰動作 ※ 順送り ・ 同時																																
10. 配管材料	(1) 冷水配管 ※ 配管用炭素鋼管(白) ・ (2) 冷却水配管 ※ 配管用炭素鋼管(白) ・ (3) 蒸気管(給気管) ※ 配管用炭素鋼管(黒) (通気管) ※ 圧力配管用炭素鋼管(Sch40) ・ 配管用炭素鋼管(黒) (4) 油管、油用通気管 ※ 配管用炭素鋼管(黒) ・ (5) 配管機、空気送給機、配管タンクよりボア管への給水管 ※ 配管用炭素鋼管(白) ・ (6) 空調用排水管 ※ 配管用炭素鋼管(白) ・ 塩ビ管(VP)及び結露防止層付塩ビ管 (7) 冷媒管 ※ 断熱材被覆鋼管(製造者標準品) ・ 鋼管																																
11. 弁類	※ JIS又はJIS V K ・ JIS又はJIS V K																																
12. 鋼管用伸縮継手	※ ベローズ継手 ・ スリフ継手																																
13. 温度計	※ 共通仕様書、標準図による他、図示した箇所に取付ける。(配管用はL形、ダクト用は円形) ・ 空気調和機、温風機暖房まわりの給気ダクト、送気ダクト及び外気ダクト ・ 冷水水ヘッダー(往)及び冷水水ヘッダーの各送気管 ・ パッケージ形空気調和機の冷却水及び温水の出入口																																
14. 瞬間流量計	※ 着付可能形(全・全量・図示による) ※ 着付不可能形(全・全量・図示による) ・ 測定形(止水コック付) ・ 測定レンジ(32mmビーター流量計用)																																
15. オイルタンク	(1) オイルタンク本体は図示による。 (2) 送油用指針計 ※ 取付ける 取付けない (3) 計量尺は、青銅製、黄銅製又はアルミ製とし、100円未満測目刻印とする。計量口は錠付とする。																																
16. 積算油量計	図示の箇所に取付ける(熱源機器等)。																																
17. 注油口及び指針	標準図(機材付)による。 ・ 単独形 ・ 共用形(ローリーアース付)																																
18. 消音内貼り	(1) 施工箇所は図示による。 (2) 内貼りチャンパー類の寸法表示は、外形寸法とする。 (3) 取出口に接続するチャンパーの消音内貼りは別図による。																																
19. 保温	(1)建物内の空気気体等の保温は空気気体のみで、仕様は冷水温水管の項による。 (2)外露配管の保温は、単体設備のものとする。 (3)外気取入れダクト及びチャンパーボックスの保温 ※ 全交換気体の給気ダクトの不要。 (4)排気ダクトの外壁開放部より1m程度保温する。(チャンパーボックスを含む) (5)冷媒管(断熱材被覆管)の保温外装 内露露出部 ・ 保温化粧ケース(樹脂製) ・ 外装なし、 露出部 ・ 保温化粧ケース(SUS製) (6)高圧蒸気管及びヘッダーの保温厚は mmとする。																																
20. 電気工事の範囲	(1)地震感知部の配管配線 ※ 別途 ・ 本工事 (2)防ダンプと連動制御装置の配管配線及び連動制御装置から煙感知部の配管配線は ※ 別途 ・ 本工事																																
21. 塗装	(1) 屋内露出排気ダクトの塗装(屋蓋は除く)は ※ 取り付ける 取り付けない 行う (2) 屋内露出冷水配管の塗装(屋蓋は除く)は ※ 取り付ける 取り付けない 行う (・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 8 ・ 16 ・ 17 ・ 18)																																
1. 準拠事項	[空気調和機 ・ 冷房 ・ 暖房設備] の当該事項に準ずる。																																
2. 開放形湯沸器排気フット	※ 別途 ・ 本工事																																
3. 厨房用排気ダクト	※ 亜鉛鉄板 ・ ステンレス鋼板(SUS304)(板厚は別記による)																																
4. 厨房用排気ダクト工法	※ アングルフランジ工法 ・ コーナーボルト工法(共振フランジ又はスライドフランジ)																																
5. 厨房用排気フード	(1)フード周囲の天井(フード面から天井面まで) ※ 取り付ける 取り付けない 行う (2)フードコック ※ 取り付ける 取り付けない 行う (3)材質(天板のみ) ※ ステンレス鋼板(SUS304)																																
6. 多層箇所の排気口外	次の系統のダクトのシールは標準図(施工 4. 5. 4. 6)のNシール+Aシール+Bシールとし、水抜き管を設ける()																																
1. ダクト	・ 亜鉛鉄板製 ・ 鋼板製(1.6mm以上)																																
2. 排煙口の形式	・ 可動可開(スリット付) ・ 可動パネル																																
3. 排煙口解放装置	・ 可動可開(スリット付) ・ 可動パネル																																
4. 排煙風量測定方式	建設施設定期検査業務指導書(「財」日本建設設備安全センター)の排煙風量の線定方式に準ずる。																																
1. 中央監視制御	中央監視制御装置の構成機能は別図による。																																
② 計装工事の記録	屋外・屋内露出の配管は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内の隠ぺい配管は、図面に特記がなければケーブル配線とする。																																
1. 水促進洗浄弁	不凍結排水弁とする。																																
2. 便器洗浄用タンク	※ 手洗なし ・ 手洗付																																
3. 小便器節水装置	※ 節水装置(機能は別図による) ・ 押ボタン式(不凍結排水弁付)																																
4. 小便器洗浄管	※ 埋込 ・ 露出																																
5. 付属水栓	吊りこみ式(節水式)とする。																																
6. 自動水栓	電源供給方式(※ AC100V)																																
7. 大便器耐火カバー	設ける(ビット内を除く)																																
8. 注記板	対象器具()																																

1. 量水器	(1)観メーター ※ 水道事業者支給品 (2)子メータ※ 本工事
2. 量水器械	(1)観メーター用 ※ 水道事業者の指定品 ・ 標準図(機材53) (2)子メーター用 ※ 標準図(機材53) ・ 水道事業者の指定品
3. 配管材料	(1)一般用 ・ ステンレス鋼管(拡張) ・ 塩化ビニル鋼管(・SGP-VA・SGP-VB) ・ ポリ粉体ライニング鋼管(・SGP-PA・SGP-PB) ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(・VP・HIVP) (2)土間配管用(廊下、浴室等のシンダー内含む) ・ ステンレス鋼管(SUS316) ・ 塩化ビニル鋼管(SGP-VD) ・ ポリ粉体ライニング鋼管(SGP-PD) ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(・VP・HIVP) (3)屋外土中用 ・ ステンレス鋼管(SUS316拡張) ・ ポリ粉体ライニング鋼管(SGP-PD) ・ 塩化ビニル鋼管(SGP-VB) ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(・VP・HIVP) ・ 水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管 ・ ポリエチレン管
4. 不凍水栓柱	化粧ケーシング(・アルミ合金製 ・合成樹脂製)
5. 壁埋込型水栓ダクト	鍵付とする。
6. 弁類	(1)水道直結部分 ※ JIS又はJVTOK ・ 水道事業所の規定による K (2)その他の部分 ※ JIS又はJVSJK ・ JIS又はJVTOK
7. 給水栓	(1)屋内(※一般水栓・耐寒水栓) ・ 湯沸室、台所、厨房用水栓は泡沸式とする。 (2)屋外(※耐寒水栓・一般水栓)
8. 埋設深さ	(1)一般敷地内(m以上) (2)敷地内車道道路(m以上) (3)公道部分(※水道事業者及び道路管理者規定による)
9. 保温	(1)量水器械内の保温を行う。
10. 埋設弁開閉ハンドル	本工事に ※ 含む(水道事業者管理用以外の弁操作作用) ・ 含まない
11. 水道加入金等	水道加入金 ・ 要(・本工事・別途) ・ 不要 ・ その他() ・ 要(・本工事・別途)
12. その他	給水管の最小口径は20mmとする。ただし、器具接続部分を除く。
1. 配管材料	(1)屋内汚水管 ・ 排水用塩化ビニル鋼管 ・ コーティング鋼管 ・ 鉄管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ・ 汚物硬質ポリ塩化ビニル管(RF-VP) ・ 耐火二重管 (2)屋内外雑排水管 ・ 排水用炭素鋼管(白) ・ 排水用塩化ビニル鋼管(普通用排水管) ・ 排水用塩化ビニル鋼管(耐腐用排水管) ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ・ 汚物硬質ポリ塩化ビニル管(RF-VP) ・ 耐火二重管 (3)屋外土中汚水、雑排水管 ・ コンクリート管(1種目別) ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP・VU) ・ 汚物硬質ポリ塩化ビニル管(RS-VU) (4)土間配管用 ・ 排水用塩化ビニル鋼管 ・ コーティング鋼管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ・ 汚物硬質ポリ塩化ビニル管(RF-VP) ・ 汚物硬質ポリ塩化ビニル管(RF-VP) (5)通気管 ・ 排水用炭素鋼管(白) ・ 排水用塩化ビニル鋼管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ・ 汚物硬質ポリ塩化ビニル管(RF-VP)
2. 排水柵	・ 樹リストは図面番号() (1)材料 ・ RC ・ 硬質塩化ビニル ・ ポリプロピレン ・ SC (2)ふた ・ 鋳鉄製(・MHA・MH B・T S A) ・ 樹脂製 ※ 溝カバー、流体外入りおよび樹脂製または原則としてSUSチェーン付 (3)規格 ・ 下水道協会(JWSA) ・ 排水設備用樹脂製協会(HMS) ・ 市町村基準(・有・無)
3. グリス収集器	・ FRP製(L) ・ SUS製(L) 詳細は図示。
4. 排水栓組手	図示の箇所に取付け、漏水試験を行うこと。
5. 試験	・ 衛生器具などの取付完了後、排水試験又は通水試験を行う。 ・ 衛生器具などの取付完了後、圧力試験を行う。
6. 放流負担金等	・ 不要 ・ 要(・別途工事・本工事)
7. 基礎材	※ 再生クラッシャーラン
1. 配管材料	・ ステンレス鋼管(SUS304拡張) ・ 耐熱性ライニング鋼管 ・ 銅管 ・ 被覆鋼管 ・ 保熱被覆鋼管 ＜膨張管及び給水タンクよりボイラー等への補給水管を含む。＞
2. 弁類	給水設備の当該事項による。
3. 湯沸器の排気筒	厚さ0.5mm以上のステンレス鋼板製とする。
4. 保温	湯沸器の給排気筒(二重管)の内いんべ部保温を行う。(h・f・VⅡ)
1. 配管材料	(1)一般 ・ 配管用炭素鋼管(白) ・ 圧力配管用炭素鋼管(Sch40) (2)地中埋設部 ・ 外面被覆鋼管(SGP-VS) ・ 〃(SGP-PS) ・ 〃(STPG-370VS) ・ 〃(STPG-370PS) (3)酸化炭素用 ・ 圧力配管用炭素鋼管(縦目無管)(Sch80)
2. 消火栓開閉弁	・ JIS10K ・ JIS20K
3. 屋内消火栓種類	・ 最適用性1号消火栓 ・ 2号消火栓 ・ 広域簡便型2号消火栓
4. 保温	(1)屋外出露箇所については給水管に準ずる。 (2)充水タンクの保温 (3)消火配管の保温 屋内消火栓 スプリングラウ ・ 施工しない ・ 施工する ・ 施工しない ・ 施工する
5. 消火器類	(1)消火器 種別 ・ 数量 () (2)消火器収納箱 仕様 ・ 材質 ・ 数量 ()
1. 厨房吸器類	図示による(材質などは共通仕様による)。ただし、寸法は参考とする。
2. 付属制御装置	器具付属の制御装置は、製造者規格品とする。
1. 配管材料	(1)一般 (2)地中埋設部 ※ 配管用炭素鋼管(白) ※ ポリエチレン被覆鋼管 ・ 圧力配管用炭素鋼管 ・ 配管用炭素鋼管(白) ・ 銅管 ・ 塩化ビニル被覆鋼管 ・ ガス用ポリエチレン管
2. 都市ガス	(1)ガスメーター 観メーターはガス事業者の設置、子メーターは本工事とする。 (2)引込分岐負担金 不要 ・ 要(・別途工事・本工事)
3. 液化石油ガス	(1)ガスコンベンター ※ ガス供給事業者の設置(・10kg・20kg・50kg 本) (2)ガスメーター 観メーターはガス供給事業者の設置、子メーターは本工事とする。 (3)集合設置 ・ 標準図(施工71)による(本欄) (4)断絶防止等 ・ 標準図(施工72) (a) (b) ・ 〆、フット、フット等はSUS製とする。
4. ガス漏れ警報器	図示の場所に取付ける(・分離形・一体形) ・ 別途電気工事
5. 埋設深さ	外部出力端子(・あり・なし) (1)一般敷地内(0.3m以上) (2)敷地内車道道路(0.6m以上) (3)公道(ガス供給事業者及び道路管理者規定による)
6. その他	配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。 供給事業者名()
完成書類等関係	
※ 見積書A3(製本A4判) 竣工図、施工図	3部
※ 完成図面電子データ(WJW形式及びPDF形式)	1式
※ 本工事内容説明事項書に基づく市指定の工事書類	1式
※ 建築物等の維持・保全に関する資料	1式
※ その他監督職員が指示したもの	1式
写真写真	
作成する	作成しない
工事写真は、「海老名市公共工事デジタル写真管理要領」により撮影する。	
記：機器及びシステム参照について	
本図面中で、機器又はシステムの品質・グレードを規定する目的で、対象品の寸法形状、諸元及びシステム構成等を参照図として記載している。これらのものについては、その品質・性能が図面と同等もしくはそれ以上のものを採用するものとする。	

改修前

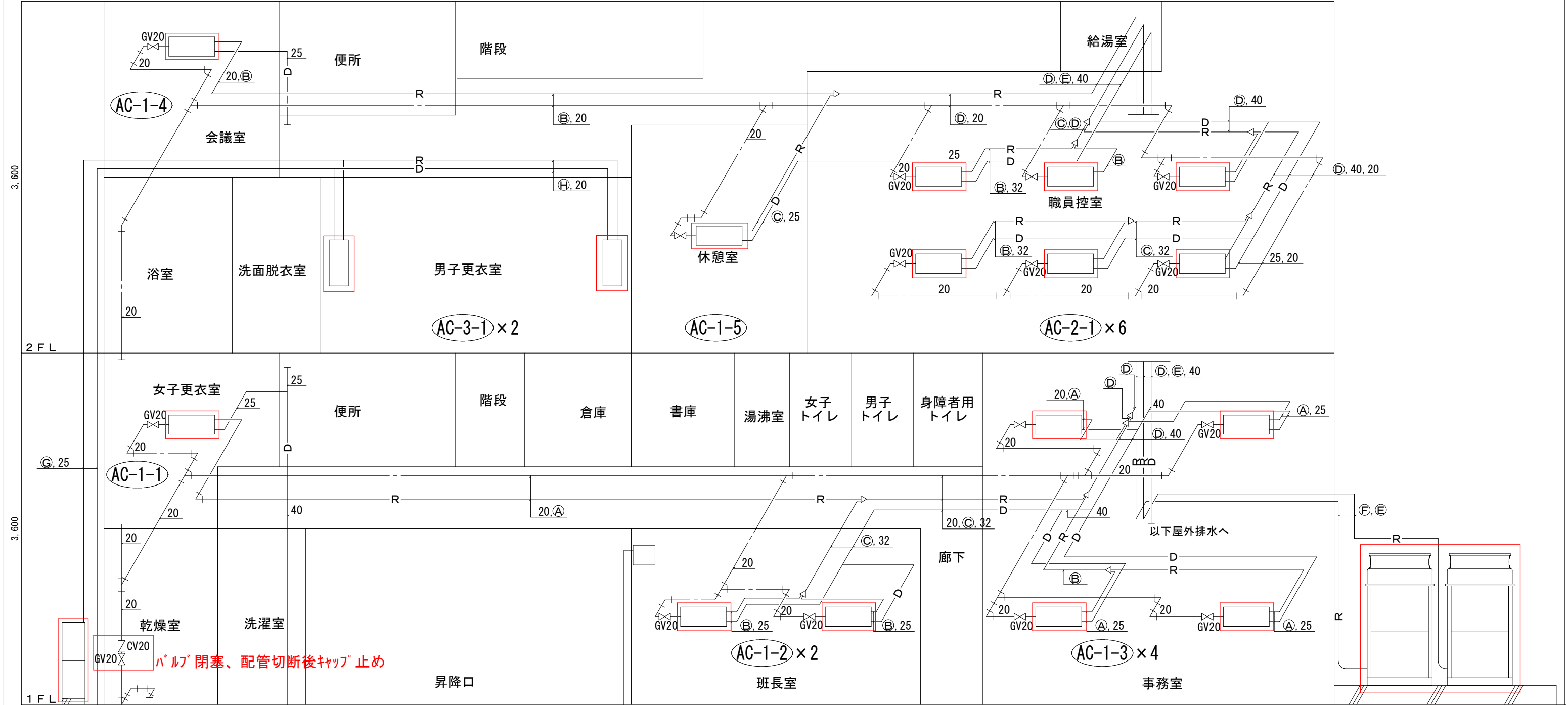
【撤去】

記号	機器仕様	空調能力	電源	台数	既存型番	設置場所
AC-1	空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷 56.0kW	3φ-200V	1	PUHY-J560BM-B1	1階 室外機置場
	防振パット	暖 63.0kW				
AC-1-1	空冷ヒートポンプビル用マルチ 4方向天井カセット型（コンパクト）	冷 4.5kW	1φ-200V	1	PLFY-J45JM-A1	1階 女子更衣室
	加湿器組込	暖 5.0kW				
AC-1-2	空冷ヒートポンプビル用マルチ 4方向天井カセット型（コンパクト）	冷 5.6kW	1φ-200V	2	PLFY-J56JM-A1	1階 班長室
	加湿器組込	暖 6.3kW				
AC-1-3	空冷ヒートポンプビル用マルチ 4方向天井カセット型（コンパクト）	冷 4.5kW	1φ-200V	4	PLFY-J45JM-A1	1階 事務室
	加湿器組込	暖 5.0kW				
AC-1-4	空冷ヒートポンプビル用マルチ 4方向天井カセット型（スタンダード）	冷 9.0kW	1φ-200V	1	PLFY-J90KM-A1	2階 会議室
	加湿器組込	暖 10.0kW				
AC-1-5	空冷ヒートポンプビル用マルチ 4方向天井カセット型（スタンダード）	冷 16.0kW	1φ-200V	1	PLFY-J160KM-A1	2階 休憩室
	加湿器組込	暖 18.0kW				
AC-2	空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷 45.0kW	3φ-200V	1	PUHY-J450BM-B1	1階 室外機置場
	防振パット	暖 50.0kW				
AC-2-1	空冷ヒートポンプビル用マルチ 4方向天井カセット型（コンパクト）	冷 7.1kW	1φ-200V	6	PLFY-J71JM-A1	2階 職員控室
	加湿器組込	暖 8.0kW				
R	リモートコントローラー（全熱交換形換気扇連動用）			6	-	各室
CR	集中コントローラー（機器発停監視用）		1φ-200V	1	-	1階 班長室
AC-3	空冷ヒートポンプ式天井吊り露出型同時ツインエアコンユニット 室外機	冷 10.0kW	3φ-200V	1	PUH-J112GA9	1階 室外機置場
		暖 10.6kW				
AC-3-1	空冷ヒートポンプ式天井吊り露出型同時ツインエアコンユニット 室内機			2	PCA-J56GA9	2階 男子更衣室
R	ワイヤードリモコン			1		
AC-4	空冷ヒートポンプ ルームエアコン（室内外機）	冷 5.6kW		1	RAS-AJ56N2	1階 班長室
		暖 6.7kW				※取外しのみ

改修後

【新設】

記号	機器仕様	空調能力	電源	台数	（参考）型番	設置場所
AC-1	空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷 56.0kW	3φ-200V	1	PUHY-RP560DMG9	1階 室外機置場
	防振ゴム 分岐管キット	暖 63.0kW				
AC-1-1	空冷ヒートポンプビル用マルチ 4方向天井カセット型（コンパクト）	冷 4.5kW	1φ-200V	1	PLFY-MP45GM	1階 女子更衣室
	標準パネル	暖 5.0kW				
AC-1-2	空冷ヒートポンプビル用マルチ 4方向天井カセット型（コンパクト）	冷 5.6kW	1φ-200V	2	PLFY-MP56GM	1階 班長室
	標準パネル	暖 6.3kW				
AC-1-3	空冷ヒートポンプビル用マルチ 4方向天井カセット型（コンパクト）	冷 4.5kW	1φ-200V	4	PLFY-MP45GM	1階 事務室
	標準パネル	暖 5.0kW				
AC-1-4	空冷ヒートポンプビル用マルチ 4方向天井カセット型（スタンダード）	冷 9.0kW	1φ-200V	1	PLFY-MP90HM	2階 会議室
	標準パネル	暖 10.0kW				
AC-1-5	空冷ヒートポンプビル用マルチ 4方向天井カセット型（スタンダード）	冷 16.0kW	1φ-200V	1	PLFY-MP160HM	2階 休憩室
	ワイドパネル（外形寸法970*1490）標準パネル	暖 18.0kW				
AC-2	空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷 45.0kW	3φ-200V	1	PUHY-RP450DMG9-E	1階 室外機置場
	防振ゴム 分岐管キット	暖 50.0kW				
AC-2-1	空冷ヒートポンプビル用マルチ 4方向天井カセット型（コンパクト）	冷 7.1kW	1φ-200V	6	PLFY-MP71GM	2階 職員控室
	標準パネル	暖 8.0kW				
R	リモートコントローラー（全熱交換形換気扇連動用）			6	PAR-47MA	各室
CR	集中コントローラー（システムリモコン）		1φ-200V	1	PAC-SF50AT2	1階 班長室
	伝送線用給電ユニット					
AC-3	空冷ヒートポンプ式天井吊り露出型同時ツインエアコン 室外機	冷 10.0kW	3φ-200V	1	PUZ-ERMP112LA15	1階 室外機置場
	集中リモコン接続用アダプタ	暖 11.2kW				
AC-3-1	空冷ヒートポンプ式天井吊り露出型同時ツインエアコン 室内機	冷 5.0kW		2	PC-RP56KA21	2階 男子更衣室
		暖 5.6kW				
R	リモートコントローラー			1	PAR-47MA	2階 男子更衣室



AC-3 以下屋外排水へ

以下衛生工事

以下屋外排水へ

AC-4

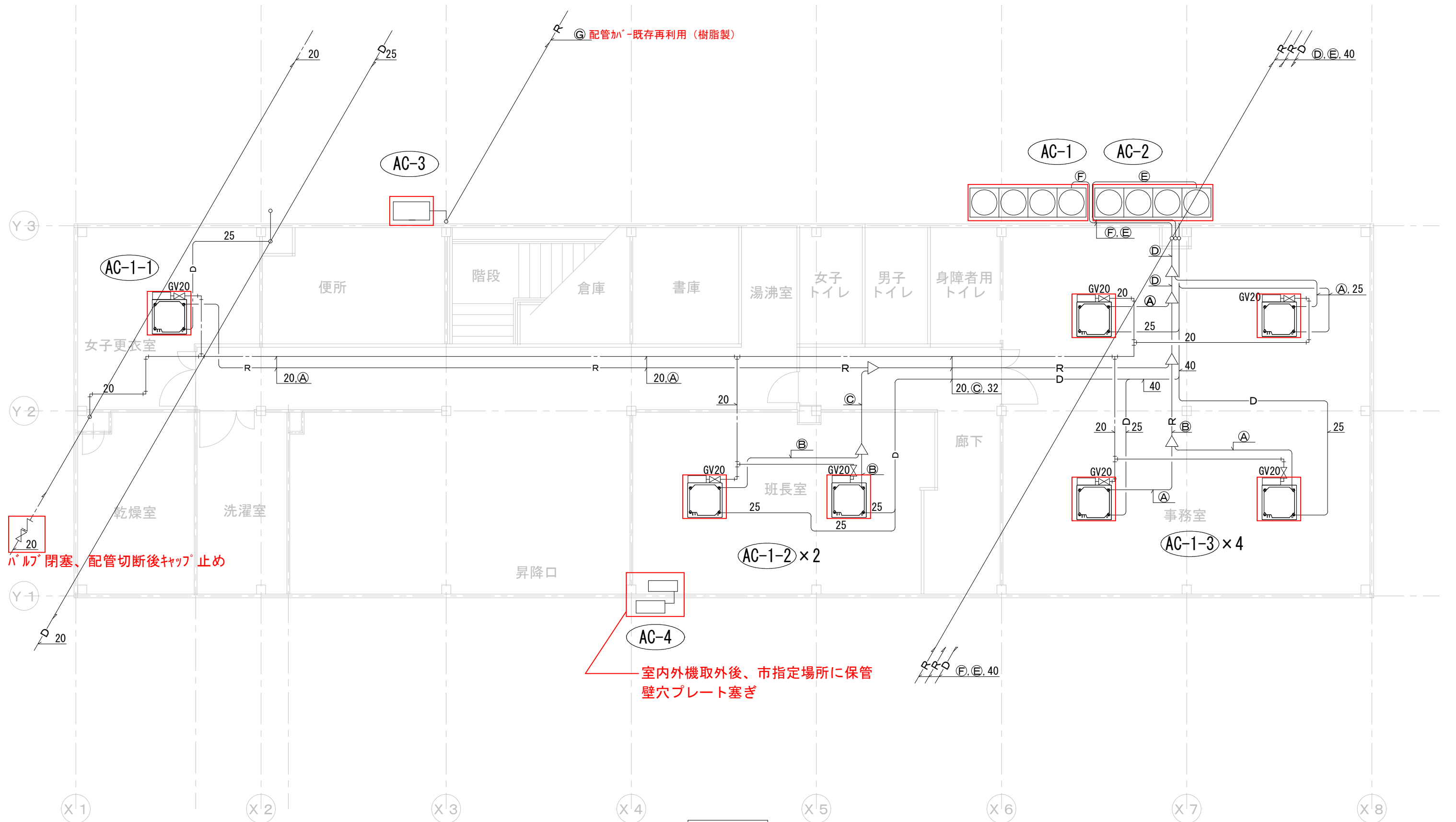
AC-4は取外し後、市指定場所に保管
壁穴プレート塞ぎ

AC-1 AC-2

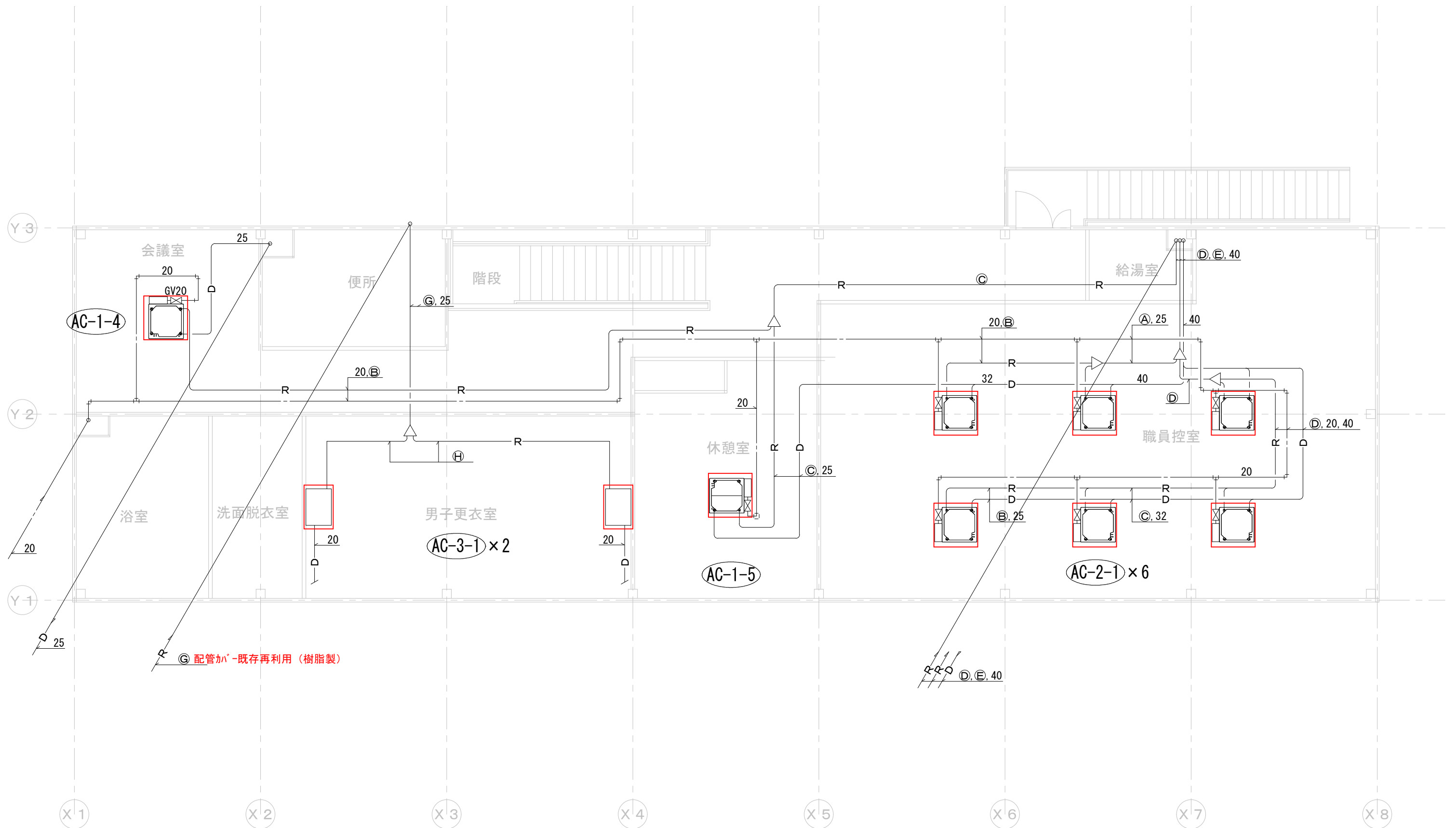
系統図

※注記
朱書き内機器撤去・更新を行う。（原則配管・配線は既存利用とする）
また、室内機側の加湿用給水用バルブは水抜き後すべてバルブ閉とする。

冷媒配管管径表			
記号	液管	ガス管	連絡電線
Ⓐ	6.4	12.7	CVV1.25sq-2C
Ⓑ	9.5	15.9	CVV1.25sq-2C
Ⓒ	9.5	19.1	CVV1.25sq-2C
Ⓓ	12.7	25.4	CVV1.25sq-2C
Ⓔ	15.9	31.75	CVV1.25sq-2C
Ⓕ	19.1	38.1	CVV1.25sq-2C
Ⓖ	9.52	19.05	VVF1.6×3C
Ⓗ	9.52	15.88	VVF1.6×3C

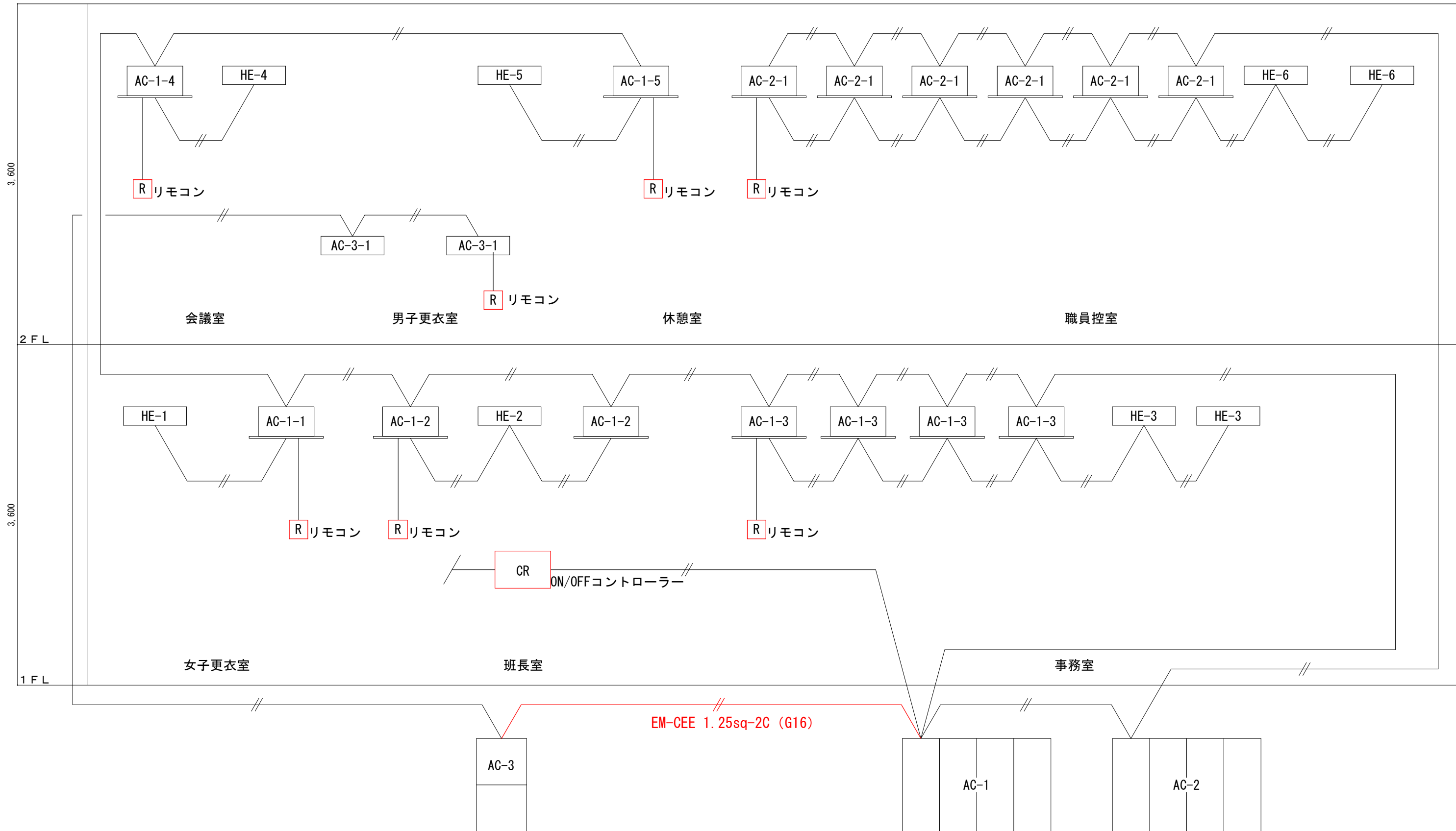


※注記
朱書き内機器撤去・更新を行う。（原則配管・配線は既存利用とする）
また、室内機側の加湿用給水用バルブは水抜き後すべてバルブ閉とする。



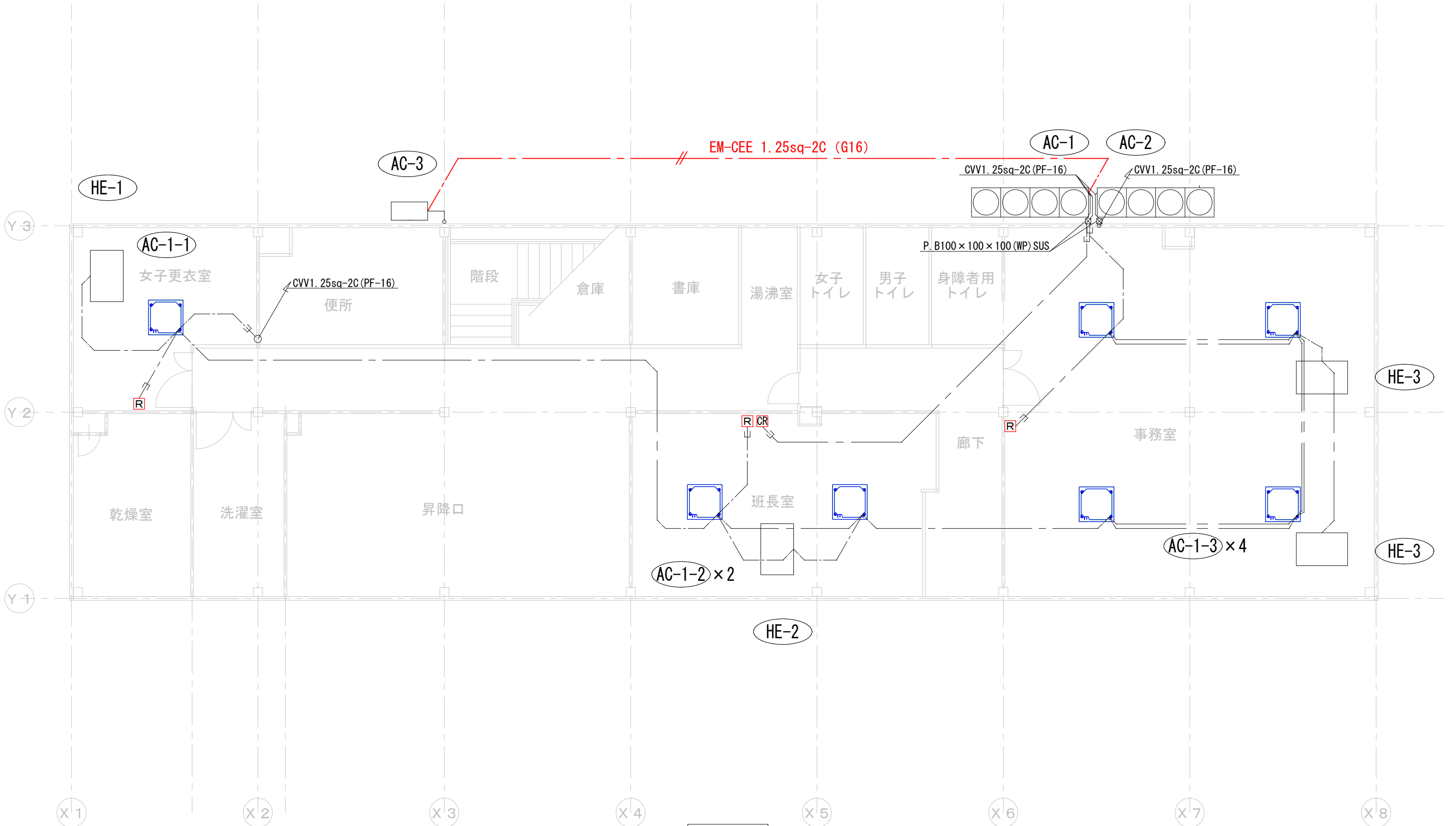
※注記
朱書き内機器撤去・更新を行う。(配管・配線は既存利用とする)
また、室内機側の加湿用給水用バルブは水抜き後すべてバルブ閉とする。





系統図

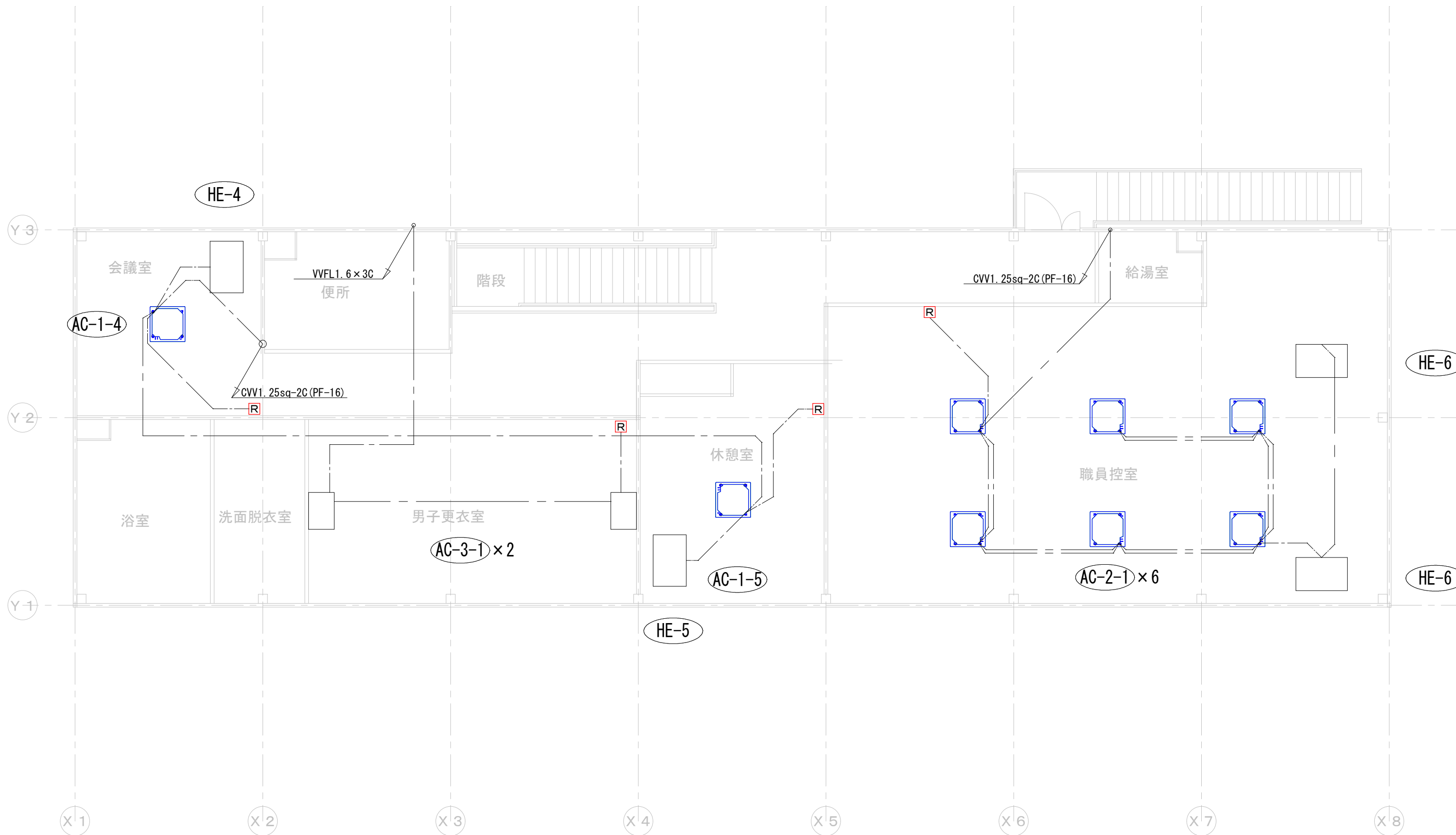
※注記
制御線系統は原則、既存復旧とし、朱書きのリモコンは撤去新設とする。
配線は絶縁抵抗測定を行い、値が正常であることを確認のうえ、既存再利用とする。
朱書き配線は新設とし、AC-3系統の制御を集中リモコンへ組込むものとする。



1 階平面図

※注記
制御線系統は原則、既存復旧とし、朱書きの凡コンは撤去新設とする。
配線は絶縁抵抗測定を行い、値が正常であることを確認のうえ、既存再利用とする。
朱書き配線は新設とし、AC-3系統の制御を集中凡コンへ組込むものとする。

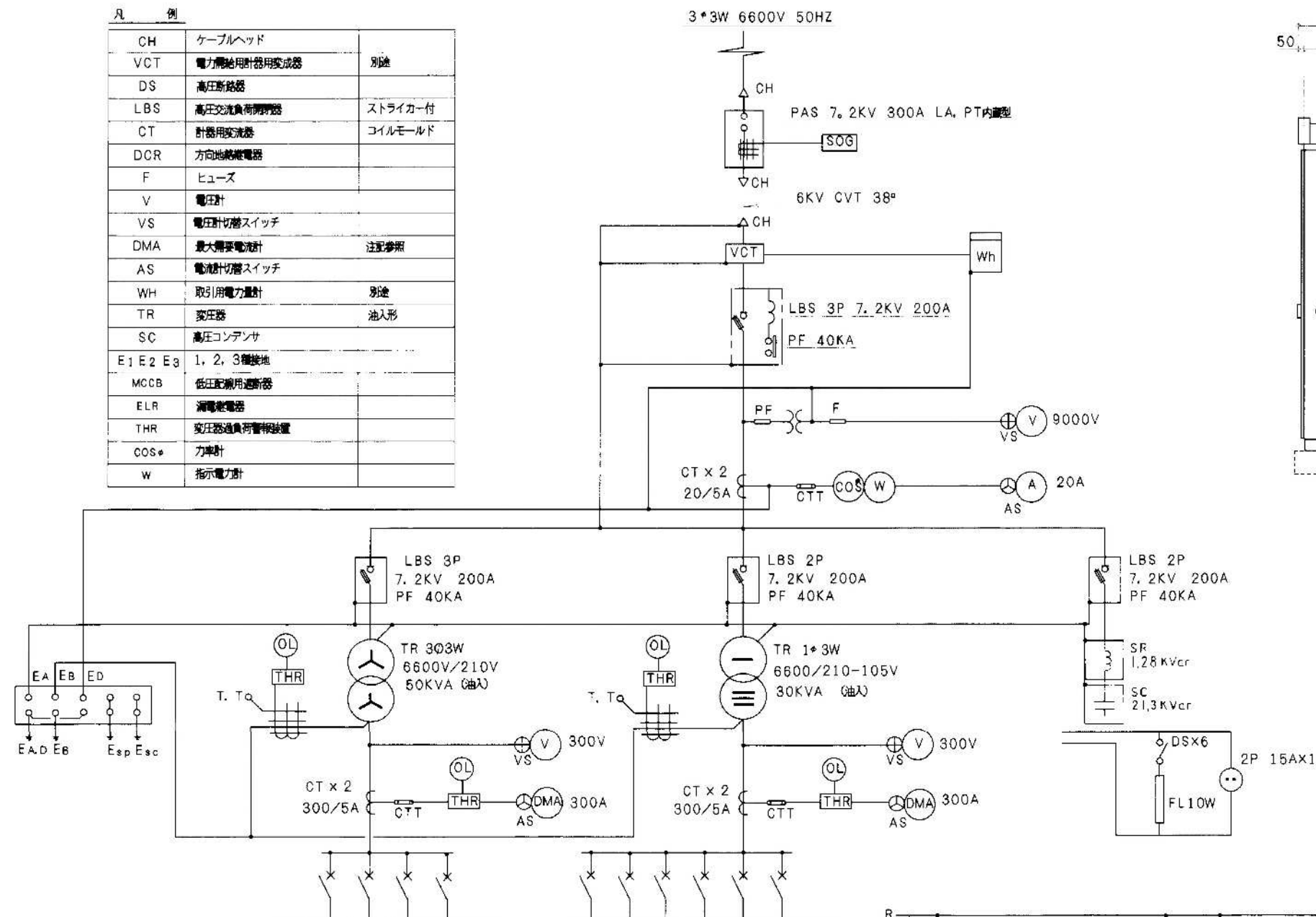
— — — CVV1.25sq-2C 転がし配線
— — — CVV1.25sq-2C 立下り部保護管 (PF-16)



※注記
制御線系統は原則、既存復旧とし、朱書きのワゴンは撤去新設とする。
配線は絶縁抵抗測定を行い、値が正常であることを確認のうえ、既存再利用とする。
朱書き配線は新設とし、AC-3系統の制御を集中ワゴンへ組込むものとする。



凡 例		
CH	ケーブルヘッド	
VCT	電力開始用計器用変成器	別途
DS	高圧断路器	
LBS	高圧交流負荷開閉器	ストライカー付
CT	計器用変流器	コイルモールド
DCR	方向地絡検出器	
F	ヒューズ	
V	電圧計	
VS	電圧計切替スイッチ	
DMA	最大需要電流計	注記参照
AS	電流計切替スイッチ	
WH	取引用電力量計	別途
TR	変圧器	油入形
SC	高圧コンデンサ	
E1 E2 E3	1, 2, 3 種接地	
MCCB	低圧配線用遮断器	
ELR	漏電検出器	
THR	変圧器過負荷警報装置	
COS*	力率計	
W	指示電力計	

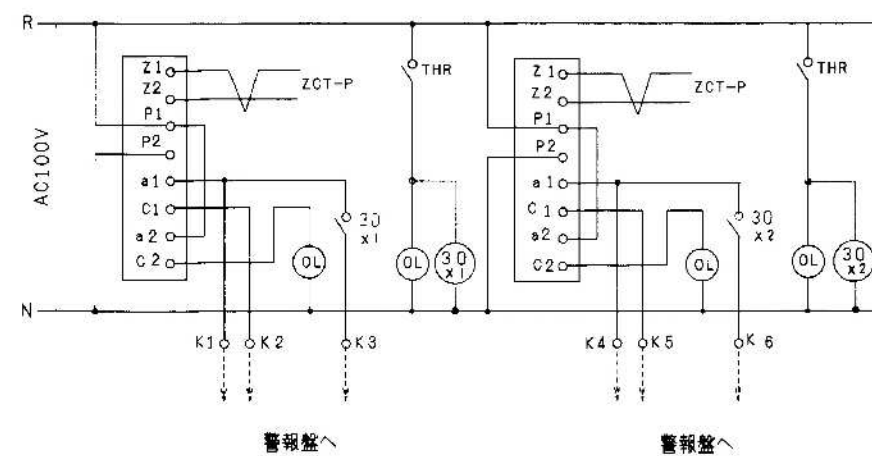


負荷名称	容量 KW	開閉器容量	電線サイズ 備考
PL-M	28.36	MCCB3P 225AF225AT	CVT 60"
車庫動力	9.4	MCCB3P 100AF100AT	CV 14"-3C
圧送式自動給水ポンプ	1.5	MCCB3P 50AF50AT	CV 5.5"-3C
予備		MCCB3P 100AF100AT	
計	39.26		

低圧動力盤

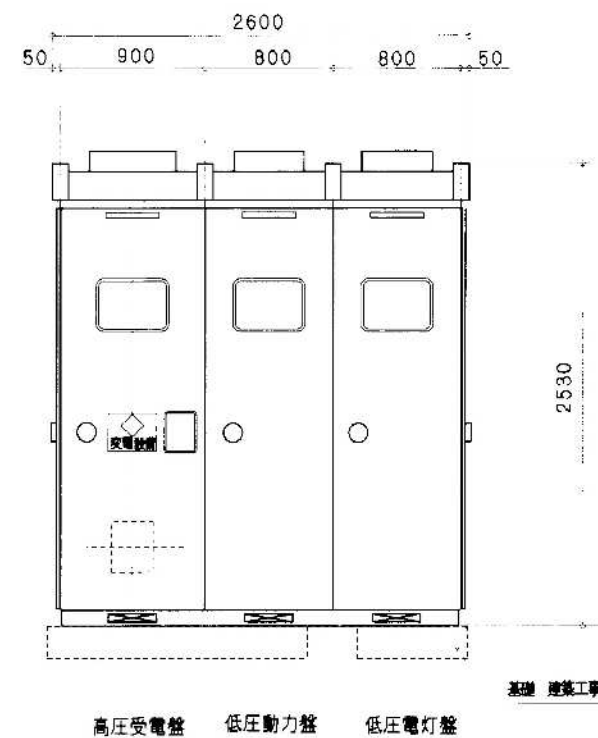
負荷名称	容量 KW	開閉器容量	電線サイズ 備考
PL-M	31.841	MCCB3P 225AF225AT	CVT 60"
車庫電灯	3.000	MCCB3P 50AF50AT	CV 8"-3C
SOG電源	100	MCCB 2P 50AF20AT	
盤内電源	200	MCCB 2P 50AF20AT	
予備		MCCB3P 100AF100AT	
予備		MCCB3P 50AF50AT	
計	35.141		

低圧電灯盤



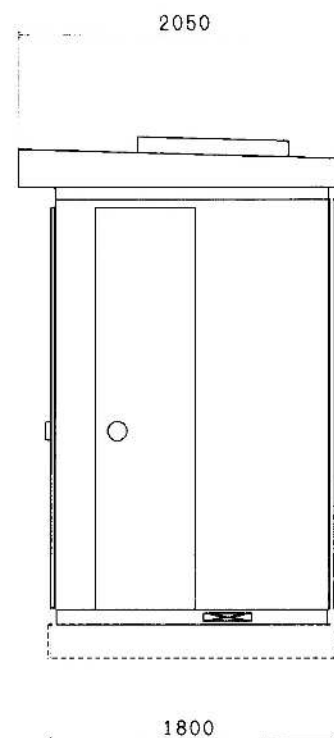
警報盤へ

警報盤へ



高圧受電盤 低圧動力盤 低圧電灯盤

基礎 建築工事



屋外型キュービクル参考姿図

注 記

- 本キュービクルは屋外キュービクルとし、形状及び寸法は参考とする
- 盤内照明はFL10W×6としドアスイッチにて点滅するものとする
- 漏電警報及び変圧器過負荷警報は各々橙色表示灯により点灯しブザー警報を発し
盤外警報盤に 警報 を出すものとする
- 配線用遮断器2次側に当該電線の太さに適合する端子を使用すること
- 最大需要電流計は次の機能を有すること
 - 最大需要電流の記録
 - 需要電流の測定
 - 瞬時電流の測定
 - 記録指針の手動復帰
- LBSは欠相保護装置付きとし、ヒューズは予備として、各容量毎100%納入する。
- ZCTは試験線輪付きとし、T.Tを盤の全面に設ける
- 漏電検出器は自動復帰、手動復帰式とする
- 消火器 ABC10型 ケース付 1個 納入する

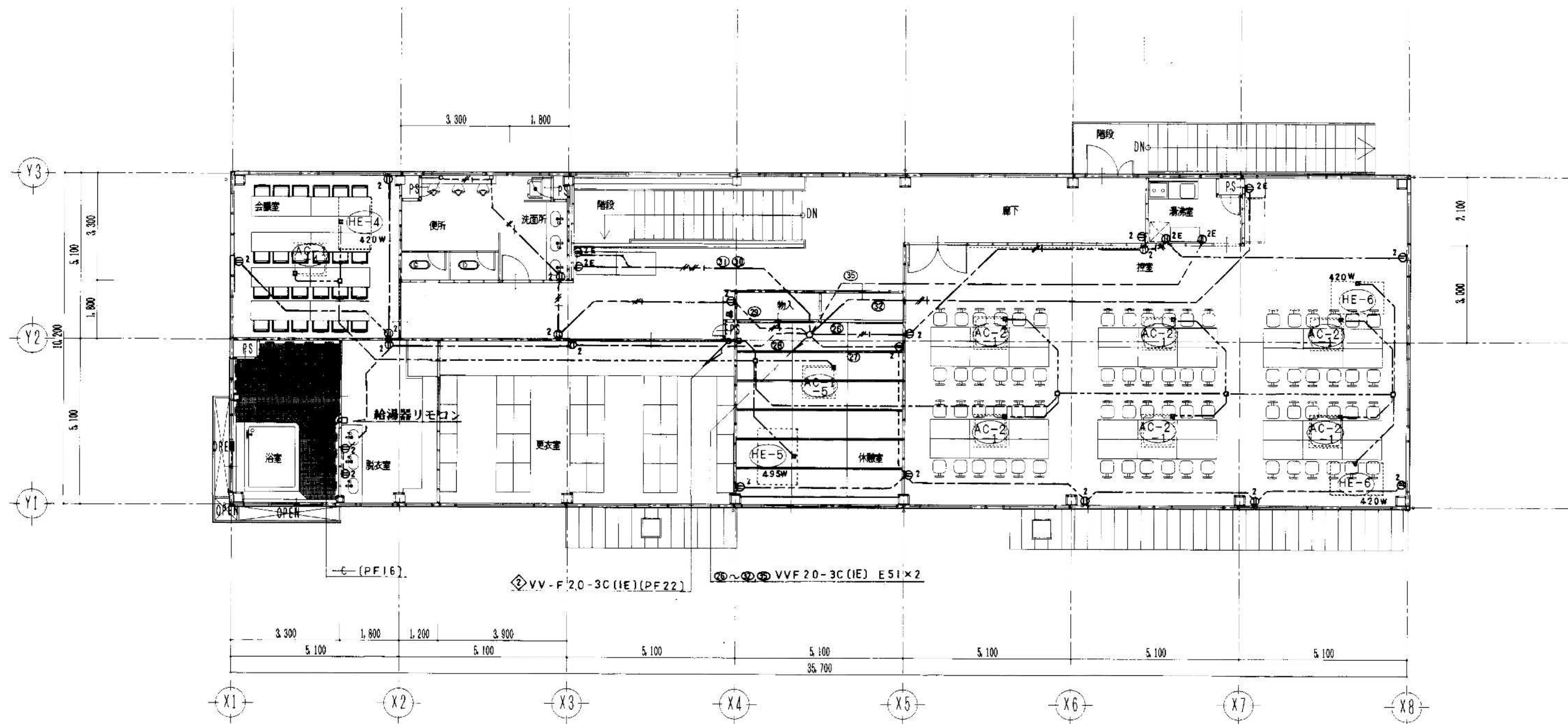
空调机 配 号	設 置 場 所	室内機		室外機		台数	容量計 KW	電氣方式	運転電流
		送風機 KW	圧縮機 KW	送風機 KW					
AC-1	屋外		15.0	0.68	1	15.68	3Φ3w200v	74.0	
AC-1-1	保健室	0.045			1	0.045	1Φ2w200v	0.8	
AC-1-2	事務室	0.045			2	0.09	〃	0.8	
AC-1-3	展示室	0.045			4	0.18	〃	0.8	
AC-1-4	会議室	0.09			1	0.09	〃	1.2	
AC-1-5	休憩室	0.09			1	0.09	〃	1.4	
AC-2	屋外		12.0	0.68	1	12.68	3Φ3w200v	60.2	
AC-2-1	控室	0.045			6	0.27	1Φ2w200v	0.8	

The floor plan illustrates a multi-room facility with detailed mechanical and electrical specifications. Key areas include:

- Entrance & Lobby:** Features a large entrance hall with stairs leading up and down.
- Restrooms & Bathrooms:** Multiple restrooms are distributed throughout the plan, including a dedicated men's restroom.
- Kitchen & Dining Area:** Located towards the rear right, equipped with sinks, stoves, and storage.
- Storage & Utility Rooms:** Includes several storage rooms and utility spaces for equipment.
- Mechanical Equipment:** Numerous units are labeled, such as air conditioning systems (AC-1 through AC-10), heat exchangers (HE-1 through HE-6), pumps (CV, VV, CVT), and fans (E.A.D., E.E.).
- Piping Systems:** Extensive networks of pipes are shown, labeled with codes like CVV 2"-2C, CVT 38"E14", and others, indicating different fluid types and pressures.
- Structural Elements:** Columns are marked with circled numbers (e.g., ①, ②, ③) and grid lines X1 through X8 and Y1 through Y3.

A legend at the bottom left defines symbols for electrical loads and equipment. A note at the bottom right explains the cross-section symbol used for structural elements.

1階 平面図 $S=1/100$



2階 平面図 S=1/100

※注記
配線は絶縁抵抗測定を行い、値が正常であることを確認のうえ、既存再利用とする。